生活支援コーディネーターに期待される 役割と機能

一般社団法人 コミュニティーネットハピネス 代表理事 土屋幸己

2040年問題にむけた国の対策

・少子高齢化が進み担い手が減る 日本は、2042年まで高齢者人口は増加する。 2040年代になると、一人の働き手で一人の高齢者を支える 時代になる。

介護職I人に対して有効求人倍率が4を超える。 医療福祉の現場で試算すると100万人の労働者が不足し 生産年齢人口の5人に一人が医療福祉現場で働かないと 回らなくなるといわれている。

・介護、医療費の問題 高齢化の進行に伴い、介護認定者と介護保険料は増加し 続ける。

2040年頃には、基礎年金世帯で介護保険料と後期高齢者 医療保険料の合計が17,000円程度になると試算されて いる

> 2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材) 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 平成30年5月21日(参考)

2040年問題にむけた国の対策

これから発生してくる地域での問題は・・・

独り暮らしの認知症高齢者の増加

- 家に帰れなくなる
- ・ごみ捨てができない
- ・財産管理ができない
- ・消費者被害にあう
- ・在宅生活が困難になる

独り暮らし高齢者の増加

- ・要介護状態にならないとデイサービスセンターに通えない
- ・話し相手がいない→孤独
- 病気やけがで倒れても誰にも発見されない→孤独死
- ・ちょっとした困りごとがあっても、ヘルパーは頼めない
- ・一人では買い物の荷物を運べない
- ・病院へ通えない

その他

・このままでは保険料が高くなる

これからの課題は

高齢者が増えるということは問題なのか・・・・

- ●高齢者が増えること自体は問題ではない 認知症 5人に一人→記憶障害・見当識障害・BPSD(行動障害) 要介護認定 5人に一人→介護の担い手の不足 一人暮らしで困る人 5人に一人→生活困難 孤立死 *地域課題は高齢者等の見守り、安否確認
- ●寿命と健康寿命の差 (健康寿命 ヒトが心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間) 男性→平均寿命81.6歳 健康寿命72.6歳 女性→平均寿命87.7歳 健康寿命75.5歳 2021年

その差は 男性約9年 女性 約12年 この間が問題です



*地域課題は 介護予防に資する地域づくり



2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の必要性と総合事業

◎2025年に向けて医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みとしての地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療や介護サービスの強化が必要なのは当然だが、調理、買い物、掃除などの生活支援の確保や、介護予防をいかにして効果的なものにしていくかも大きな課題。

各自治体では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成27年度から主に4つの事業が展開される。

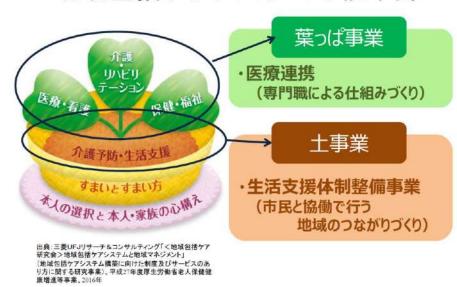
①「介護予防・日常生活支援総合事業

(以下、総合事業)」

- ②「在宅医療・介護連携推進事業」
- ③「認知症総合支援事業」
- ④「生活支援体制整備事業(以下、整備事業)」 である。

これら中でも特に、生活支援や介護予防に大きく 関係するのは、要支援に相当する比較的軽度の高 齢者を対象とした総合事業と、地域全体の生活支 援体制の強化を目指す整備事業である。

地域包括ケアシステムの植木鉢



※地域包括ケアシステムの目的

独り暮らしや要介護状態・認知症 になったとしても、住み慣れた地域で、 地域との関係性や信頼関係の中で尊 厳ある 地域生活が続けられるような 仕組み。

生活支援体制整備事業とは

●高齢者人口の増加により、介護保険サービスの提供だけでは、 担い手不足や介護保険料の高騰により対応困難が生じてきた。また、従前の生活支援代行や機能訓練的な介護予防だけでは支援 自体が健康寿命の延伸につながっていない。

高齢者の生活全般を支援するには、公的サービス以外でも様々な地域資源(地域の居場所や生活支援ボランティア)を活用して広く支援していく必要がある。

そこでインフォーマルな生活支援(通いの場や家事援助等)を充 実させ、生活全般を支援できるような地域づくりを行っていくもの。

インフォーマルな支援に関しては、生活支援コーディネーターや協 議体を配置しながら、住民主体で取り組んでいく。

地域支援事業と地域包括支援センターの関係

地 域

支 援

事 業

包括的古摇事堂

- (ア) 地域包括支援センターの運営【必須】
 - ○総合相談支援業務 [法第115条の45第2項第1号]
 - ○権利擁護業務 [法第115条の45第2項第2号]
 - ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 [法第115条の45第2項第3号]
 - ※効果的な実施のために地域ケア会議を設置、支援体制の検討[法第115条の48第1項、第2項]
 - ○第1号介護予防支援事業《介護予防ケアマネジメント》

[法第115条の45第1項第1号二(居字要支援被保険者に係るものを除く)]

- (イ)社会保障の充実分 2015年~(平成27年~)
 - ○在宅医療・介護連携推進事業 [法第115条の45第2項第4号] 葉っぱの事業
 - ○生活支援体制整備事業 [法第115条の45第2項第5号] 土の事業
- ○認知症総合支援事業 [法第115条の45第2項第6号] 葉っぱの事業 土の事業
- 〇地域ケア会議推進事業[法第115条の48第1項、第2項] 葉っぱの事業

介護予防·日常生活支援総合事業 2015年~(平成27年~)

- (ア)介護予防・生活支援サービス事業 [法第115条の45第1項第1号]
 - ○第1号介護予防支援事業《介護予防ケアマネジメント》[第115条の45第1項第1号二]【必須】
- (イ) 一般介護予防事業 [法第115条の45第1項第2号]

任意事業 [法第115条の45第3項]

多職種協働による地域包括支援ネットワーク[法第115条の46第7項]【必須】

指定介護予防支援 [法第115条の22]:予防給付(要支援1~2)【必須】

※【必須】マークが付いている項目は包括センターが必ず実施するものであり、付いていない項目は他の法人等が受託する場合もあるが、包括センター として必ず関わるものである。なお、付いていない項目のうち、地域ケア会議推進事業は、市町村と包括センターが実施します。

自立支援における生活支援の役割

地域包括ケアシステムの構築に向けて キーワード

要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の構築

本人の能力をできる限り活用して自立を目指す →自立支援

要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを 地域全体で考えていく

自立支援における生活支援の役割



ケアマネが、自立支援プランを立てようとしたとき ケアマネ自身が地域のインフォーマルな情報を自ら 探し、把握したり、必要なサービスや地域の活動を 作りだす余裕がありますか?

そこで、

「しょうがないからデイサービスに行きましょう」 「しょうがないから買い物はヘルパーに」 という、既存の介護サービスにつなげるしかなくなる。

それでいいのか?

そこで包括的支援事業を包括支援センター任せにせず、インフォーマル支援体制を充実させるために「生活支援体制整備事業」が創設された。

地域包括支援センターは、個別支援を実施する中で不足しているインフォーマルな地域 資源も把握している。

ガイドラインには

「不足していることが明らかにされたサービス等について、SCが市町村や地域包括支援センター等と連携して……」と書いてある。

地域包括支援センターとSC/協議体の連携

目的:地域包括ケアシステムの構築(地域での尊厳のあるその人らしい生活の継続)



協議体・生活支援コーディネーターの役割

市町村行政

両者の提言を受けて総合的な地域包括ケアシステムの構築を行う

連携

生活支援

コーディネーター

提言

目標 高齢者個人に対するケアの充実 社会基盤の整備

市町村レベルの地域ケア会議

地域に必要な取り組みを明らかにし、**政策を立案・** 提言していく。

(介護保険事業計画、保健・医療計画等へ反映)

目標 地域の互助により住民が安心して 心豊かに暮らせる社会の構築

第1層の協議体(生活支援コーディネーター)

・市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)

(移送等インフォーマルで対応困難なものは提言する)

地域レベルの地域ケア会議

個別支援から見えて きた地域に共通する 課題を浮き彫りにす る。 ▲ 医療・保健・介護 等の課題

インフォーマル・ サービスの課題 第2層の協議体(生活支援コーディネーター)

- 〇資源開発
 - ・地域に不足する互助の活動充実・創出
 - ・担い手の養成や活動する場の確保
- 〇ネットワーク構築
 - 関係者間の情報共有
 - ・サービス提供主体間の連携体制づくり など

日常生活圏域

市

町村

地

域

全体

個別レベルの地域ケア会議

高齢者等の個人を支援するためのネットワーク構築 と支援体制整備を行う。(介護サービス・医療との連携・インフォーマルサービスの調整・家族調整等) 提言

生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業

●誰がやるの(住民主体)

地域ごとに配置される生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)や、生活支援コーディネーターを支える協議体が、住民に働きかけて支援を作り出していく。

協議体は、生活支援体制整備事業によって設置されています。

生活支援体制整備とは?

介護保険法により実施される事業なので、**介護予防につながる地域づくりと生活支援体制の構築**を意識した活動を行うことが求められている。

その目的は、高齢者の健康寿命を延伸しいつまでも元気に暮らせ る体制を整備(地域づくり)すること。

そのためには次の役割があります。

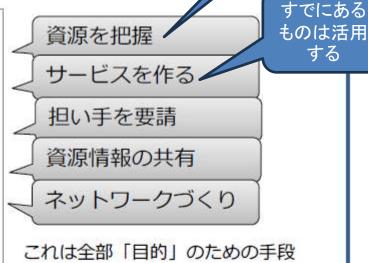
生活支援体制整備事業におけるSCの役割

インフォー マルな資源 <u>も含む</u>

(厚労省中央研修資料より抜粋)

コーディネーターの活動は、利用者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるように、 既存の資源を把握し、地域に不足するサービスの 創出やサービスの担い手の養成等の資源開発や関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の 体制づくりなどのネットワーク構築を進めることに重点が置かれます。

具体的には、不足していることが明らかにされたサービス等について、市町村や地域包括支援センター等と連携して、既存の組織にサービスや活動を開始するよう働きかけたり、新たな組織の設立を支援したりサービス・資源の開発活動を行います。



利用者の二ーズに合った 生活支援等サービスが行われるように

なんのため

利用者とは? 非該当でも支援が必要な方 要介護1・2の軽度者

生活支援体制整備事業におけるSC・協議体の役割

生活支援コーディネータ・協議体の役割

- ●資源の開発
 - ・地域に不足するサービスの創出
 - →ニーズ(困りごと)を把握して、それに対応できる助け合いを創る
 - →個別のニーズを把握するには
 - ①地域ごとに支援が必要と思われる人を把握する
 - ②包括支援センターと連携する (個別支援からのニーズを把握している)
 - ・サービスの担い手の育成→担い手になれそうな人に働きかける
 - ・元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
 - →活動する場(居場所、生活支援、有償、無償の生活支援サービス)を創る
- ●ネットワーク構築
 - ・関係者間の情報共有→包括支援センター、地縁、NPO、活動団体等のネットワークづくり
 - ・サービス提供主体間の体制づくりなど→連絡協議会等の設置
- ●ニーズと取り組みのマッチング
 - ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング
 - →困っている人に適切に支援が届くような体制づくり

生活支援体制整備事業におけるSC・協議体の役割

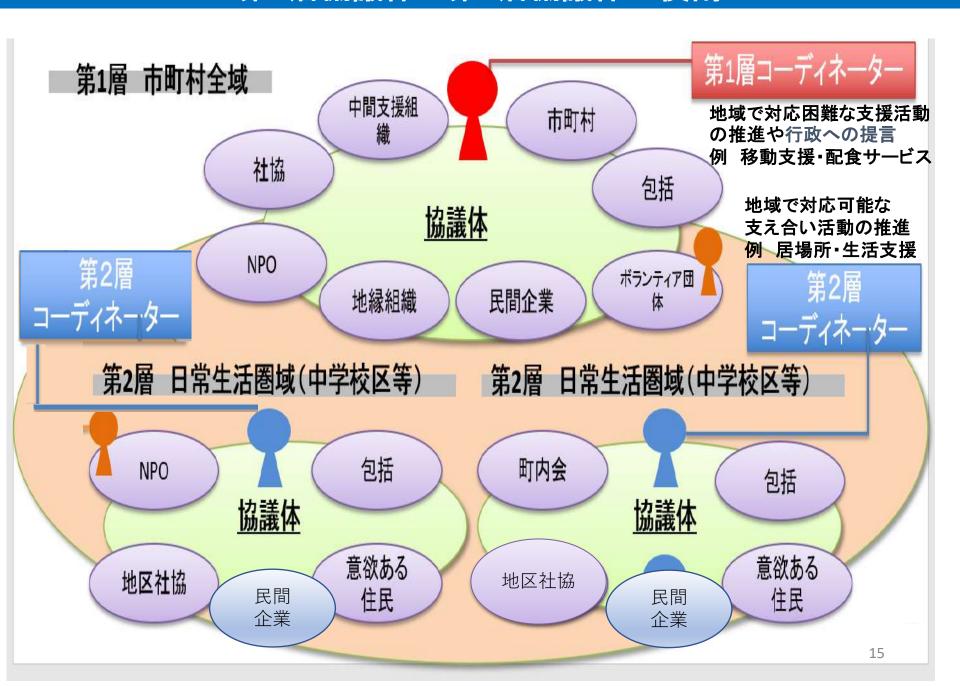
そもそも、地域での困りごと(ニーズ)の把握ができていなければ、何が足りなくて何が充足しているのかもわからない。 社会資源マップを作成しても、それを誰が活用するのかわからなければ宝の持ち腐れ(宝物探しの限界)

- ●ニーズキャッチの方法
- ①個別支援を行っている地域包括支援センターと連携し、困っている人や必要な 支援内容(ニーズ)を把握する
- ②認知症になると、自分が何に困っているかも理解できなくなる
- ③本当は困っていても、迷惑かけたくないという思いから困っていないという人
- ④本人の生活している場面で困っていることを把握する
- ②③④は、地域住民の協力が必要になるので、協議体等で検討していく

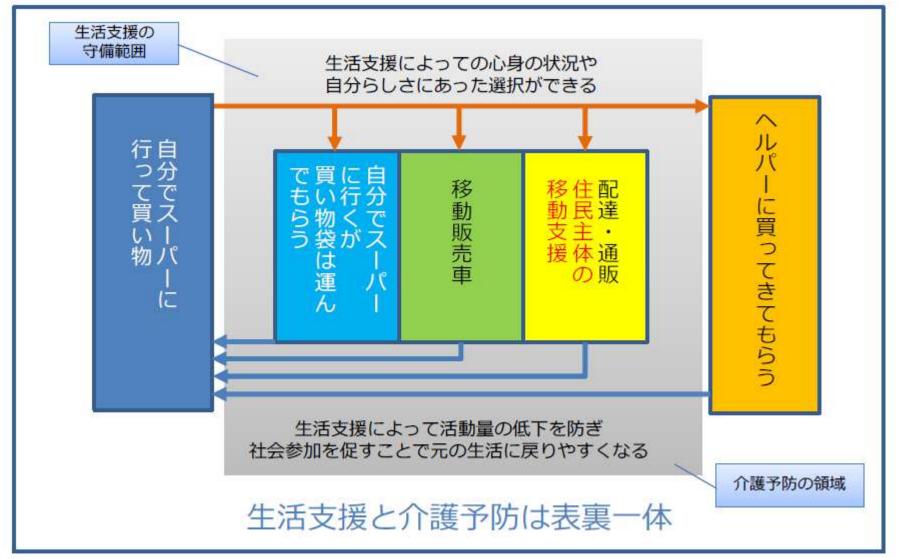
そのためには、地域ごとにワークショップ*を展開する。

*(参加者個々が考え、お互い協力し合い、与えられたテーマを元に展開する スタイルの会議や共同作業のこと)

第1層協議体と第2層協議体の役割



生活支援体制整備事業の守備範囲 その1



生活支援体制整備事業の守備範囲 その2 例えば・・・・

79才の女性。

歩行に不安を感じ、閉じこもり気味。 通所サービスは拒否。サロンや地域の介護予防 教室にも行きたがらない。

馴染みの美容院に行かなくなったのが原因?

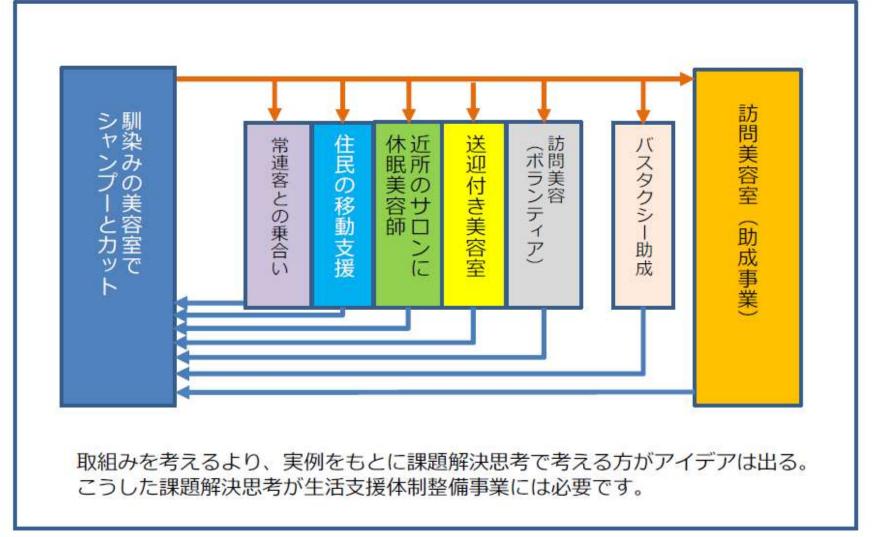
元来オシャレな方だったみたい。 近所に美容院はなく、身だしなみを気にしなく なってきて、閉じこもり傾向なんだけど。

公的な支援は重度の方向けが多い…… 美容室に行けることが活動的な生活の きっかけになるかも

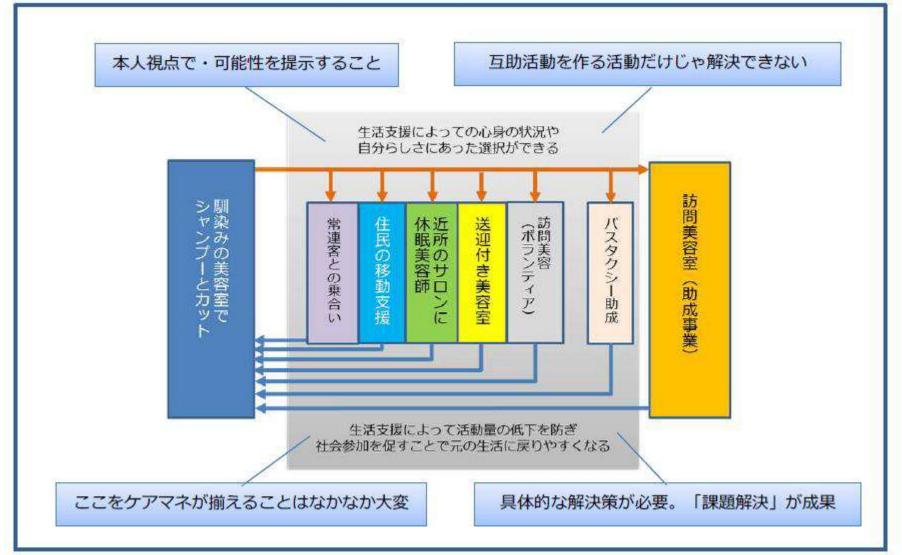
何か方法を考えてみよう

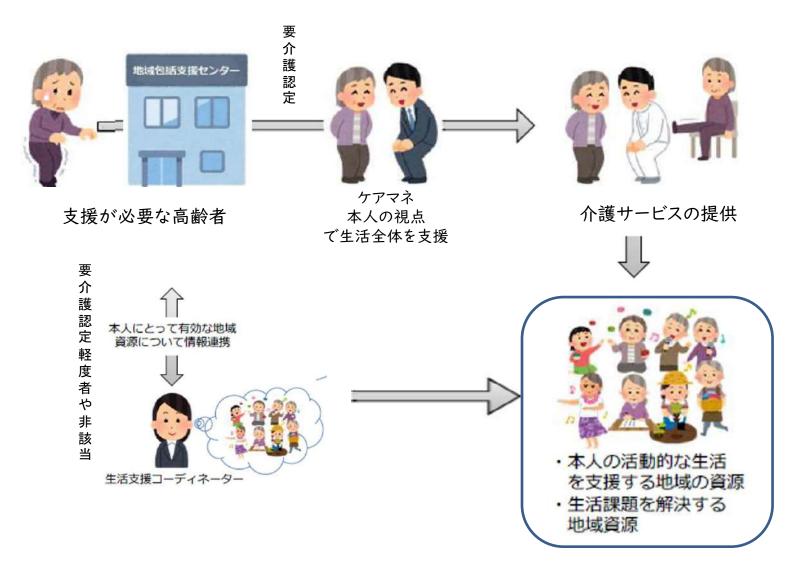


生活支援体制整備事業の守備範囲 その2



生活支援体制整備事業の守備範囲 その2





SC·協議体の活動

- ●支援が必要な高齢者等の生活課題を、地域のインフォーマルな支援によって解決すること対応可能なことは第2層SC、協議体で検討し対応する
- ●直面している課題が、インフォーマルで対応可能か不可能かを仕分けする
- ●インフォーマルな支援で解決できないような個別 課題や生活課題は、それぞれ専門機関につなぐ
- ●地域で解決できない課題は、第1層協議体が政策 提言する

『ワークショップを活用したコロナ禍での活動紹介』

~静岡県富士宮市~

個別の課題からごみ捨て支援を検討した事例 ケアマネ→包括→SC→協議体

80歳代

3年前から一人暮らしのAさん 最近物忘れが始まりゴミ捨てが できなくなってきました 遠方の息子が介護申請をして ケアマネが選任されました 介護申請で要支援2になった 地域のゴミ回収時間が早いので ヘルパーには頼めない ゴミ出し以外の見守り支援も必要 地域包括支援センターに相談して みよう







Aさんのケアマネ

もう少し詳しくAさんについてお話を聞かせてください本人にもあって状況を確認したうえで、その地域のSCさんに相談してみましょう。

地域包括支援センター



保健師



主任 ケアマネージャー



社会福祉士

一人暮らしのAさんの支援をして いますが

ゴミ捨ての支援や見守り支援が必要なんですが相談に乗ってもらえませんか?



この地域に一人暮らしで物 忘れが始まって、ゴミ捨て や見守りの支援が必要なA さんという高齢者がいます 支援方法について協議体 の皆さんと検討してもらえま せんか?

地域包括支援センター







主任 ケアマネージャー



社会福祉士

わかりました。

さっそくAさんを訪ねてみます。 状況が分かり次第、協議体メ ンバーを集めて検討してみま しょう。

その後、Aさん宅を訪ね、協議体で検討することの同意を得ることができました



この地域にはAさん以外にも 同じような困りごとがある人 がいるかもしれないな。 まず、現地で調査をしてみよう



同じような困りごとを抱えている人はAさん以外にもこの町内だけでも3人います。

声をかけても、断られるしどう 対応してよいのか困っていた ところです。



第2層協議体メンバー代表

では、さっそく協議体のメン バーを集めてワークショップを 行いましょう



参加者は

協議体メンバー、地域の高齢者、地区役員、介護事業者、ヘルパー派遣事業者、シルバー人材センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市(生活環境課、福祉企画課)等、約20人が集まり、青木平区民館でワークショップを開催

協議の内容は

ゴミ出しの課題を抱えている高齢者から話を聞く。

市生活環境課の担当者から話を聞く。話を聞いて思ったことや自分がやっていること などを共有する。課題解決のアイデアを共 有する。 まず、3人の高齢者から実情を聞きました





妻が寝たきりで、紙おむつの量が多くて、ゴミ捨て場が遠いので捨てに行くのが大変になってきている。 これからが心配だ。

Bさん



粗大ごみや不燃物など重たいご みを捨てることができないので、 家にゴミがたまってきている

Cさん



まだ、元気なので隣の人のゴミ 出しも手伝っているが、 いつまで続けられるか不安 ワークショップという手法は良い対話を深めつつ、その内容を参加者全員で共有する ための方法です。立場の異なる参加者が、お互いの観点をよく理解し、傾聴すること を促進できます。

> 特徴 対話を深める 関係性をつくる 参加者の信頼感 を高める 多様な知識を持ち寄る



その後の動き

(地域でできること)

この地域でゴミ捨てに困っている人約10人を対象に、ゴミの戸別収集を実証実験的に開始することになった。

毎週水曜日 午前中に家の前にゴミを出しておく。

誰がゴミ捨てを支援する?

地域の「ボランティア活動団体」に回収を依頼し、個別回収をした後、地域のゴミ集積場に運ぶ。

行政の協力

通常の8:30回収時間を午後の時間帯に変更、清掃会社がそのご みを市の清掃センターへ搬入するように調整。

(行政への提言)

第 I 層協議体でワークショップやモデル事業で分かったことを基に 議論し、富士宮市への提言をまとめた。

提言内容としては、互助・共助がスムーズに進むための仕組みづくりや、行政としての個別回収の必要性に関して検討すること。

高齢者の困りごとを、どう解決する?

という課題に取り組むことになり 積所までごみを運ぶのが難しい」 仕組みでカバーが特に難しい「集 理しました。この中でも、 か、地域住民の方と一緒にワーク まずは、どのような課題があるの 課題にも、様々なものがあります。 が難しい。ごみ出しに関する生活 ごみを運ぶのが難しい、 ショップをすることで、課題を整 み出しを手伝っているが続けるの い、高齢になり遠方の集積所まで 近隣のご 現状の





第1層協議体委員から富士宮市保 健福祉部長・生活環境課長などに提言書が

モデル実施

してくれたのは、市内の就労継続 の中から、青木平区を選び、 ごみ出しに課題意識を持つ地域 家から 対象と 家の トで 2



支援してもらう

共助



行政による戸別回収の 仕組みを検討する

公助



富士宮市

家族・近所の人に 手伝ってもらう

互助

います。 までのごみ出しが難しくなった 通院が難しくなったり、集積所 者の割合は年々増え、3人に1 人が高齢者という時代になって 富士宮市の人口に占める高齢 加齢に伴い、買い物や

デル地区での実証実験や政策提 ります。 言などを行いました。 の支援を重点テーマとして、モ 支援体制整備事業)を進めてい 形で解決していくための りという生活課題も増えつつあ ます。2022年は、ごみ出し 支え合いプロジェクト」(生活 つまく組み合わせ、持続可能な を、自助、互助、 富士宮市では、 こうした課題



取り組みを利用したいという回答 は、費用を負担しても、こうした なった●世帯へのアンケー B型事業所の利用者です。 ることになりました。運搬に協力 集積所までのごみの運搬を支援す ぶのが難しい世帯を対象に、 地区の中で、集積所までごみを運 月間のモデル事業を行いました。 前に回収ボックスを設置、

認知症となりごみの分別が難し

ワークショップ

政策提言

提出されました

助がスムーズに進むための仕組 収の必要性に関して検討するこ みづくりや、行政として戸別回 ました。提言書には、互助・共 し、富士宮市への提言をまとめ て分かったことをもとに議論を クショップやモデル事業を通じ 成される第1層協議体で、 地域や各分野の代表者から構 自助



平成27年4月

・南アルプス市では 生活支援体制整備事業に着手し 生活支援コーディネーターが配置されました。

生活支援体制整備事業の役割?

協議体はなぜ必要?



南アルプス市は何を目指すのか・・ 市福祉部局・社協で8回の話し合いを重ねて

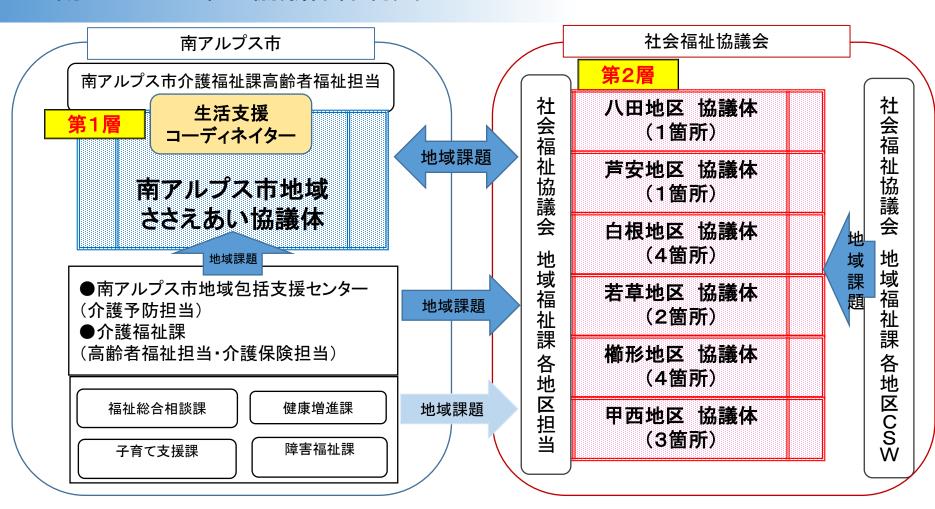
これまでやってきたことと何が違うの?

本当の意味の住民主体を目指したい。 厳しい時代を理解し自分事として 考え、行動する住民とともに市も社協も 力を合わせて「支えあいのまち南アルプ ス市」を目指していきたい。

住民の力を信じる。でも住民丸投げにはしない。



南アルプス市 協議体体制図



住民主体の地域づくり ここからはじまった。 第1回地域フォーラム開催(H28.8月)



市民180名参加 この中から勉強会 に59名が手をあげ た。

熱い気持ちが冷めないうちに3回の勉強会。

住民の声 を施策に 反映させて いきたい

第1層協議体設置 H28.12.8

- ·住民代表6名
- •民生委員会
- ・老人クラブ
- •商工会
- •農協
- ・シルバー人材センター
- •青年会議所
- ·社会福祉協議 会
- •介護事業所



住民に伝えたこと・・・ 5年後10年後を見据えて

- 〇少子高齢化・人口減少 わが町の厳しい状況 財源と担い手不足
- ○この問題はもう行政だけでは解決できない!もちろん行政でなければできないことは責任を持つ
- ○行政サービスは公平平等が基本だが、住民の助け合いは困ってい ればその人に・・・必要ならばすぐに・・・即応性と柔軟性
- ●あなた自身が将来、この地域でどう暮らしたいか。そのために今、何が課題なのか、何ができるのかを一緒に考えていきましょう!
- ●それは、きっとあなたの子供世代、孫世代のためにつながっていく。

厳しい声も・・・でも少数でも理解者はいた!

- ・金がないから、住民に自分たちでなんとかしろ!ってことなのか
- 世の中の流れに逆行している!いまさら「支えあい」なんて時代遅れ
- よくわからん! これをやってくれって言ってくれればやるよ!
- ・財政が厳しいのは事実・だから住民の力が必要なんだよね。
- ・この時代を作ってきたのも私たち、この時代を良くしていけるのも私たちじゃないの?
- ・住民主体って自分たちで考えて自分たちで決めていくこと・・・考えようによってはやりがい があるかも

協議体は理解した住民により各地に立ち上がっていった。 (第2層:小学校区) でも・・・具体策に結びつかない

2層圏域での協議体説明会開催

手を上げた方たちの勉強会

賛同者による協議体誕生 本気の住民主体







住民の意志で第3層協議体(自治会圏域)は生まれた。 同級生仲間やご近所さんが参加、身近な話題からリアルな ニーズが見えてくる。ニーズが見えると活動が生まれる。



話し合いの中で住民自身から生まれた3層を大切に!(1層・2層の役割)

介護福祉課



・住民の力だけでは難しいこともある!

・こんな行政の支援があれば活動がしやすい!

・この課題は市全体での協議が必要・施策が必要

(これまでの例:自治会との連携・活動財源)

社協

1層と3層のつなぎ役 2層代表者による情報交換・ 勉強会

小さな地域の話し合い から具体的ニーズ把握 地域に寄り添う活動へ

1層コア会議

第2層 小学校区圏域

第3層 自治会圏域

2層情報交換会

各地区2層代表・副代表による情報交換の場、共通した課題、喫緊の課題を1層に持ち上げる

南アルプス市の第2層 第3層協議体

第2層協議体 小学校区ごとに地域内の課題や取組みを共有・協議する協議体です。(15 小学校区 16 協議体)

八田ふれあいの会

●白 根源 みなもとささえあう会 (源地区協議体)

●白根百田 白根百田小区地域支えあい協議体

●白根飯野 地域のなかまいいの~!

飯野新田生活支援隊 ●白根飯丘

地域支えあい協議体白根東 ●白 根 東 芦安地域支えあい協議体

●若 草 北

若草北地区協議体(ふくし小委員会)

●若 草 南 若草南協議体「SCわかなん」

●櫛形小笠原 小笠原・山寺協議体

●櫛 形 北 櫛形北地区協議体 ●櫛 形 西 櫛形西地区協議体

●櫛 形 豊 櫛形豊地区協議体

●甲西落合 落合地区協議体「おちえーささえ愛応援団」

●甲西大明 大明地区地域支えあい協議体

●甲西南湖 南湖地区協議体

第3層協議体 自治会圏域で身近な地域の助けあいに取り組む協議体です。(56 自治会圏域 52 協議体)

八田 ●六 科 六科ふれあいの会 ●野 牛 島 おたがいさま野牛島 ●上 高 砂 上高砂ふれあいの会 ●下 高 砂 下高砂ふれあいの会 ●徳 徳永ふれあいの会 ●模 榎原結の会 白根

●芦

安

- ●飯野1区 飯野1区協議体
- ●飯野6区 飯野6区協議体
- ●飯野8区 飯野8区協議体
- ●飯野9区 飯野9区支えあい協議体
- ●在家塚 在家塚地区地域支えあい協議体
- ●百 百々ささえあいの会 上八田ささえ愛の会 ●上八田 支え合いを考える会 ●西
- いい友づくり桃の丘盛り上げたい ●桃の斤
- 今諏訪花水木の会 ●今 諏 訪 ●飯野新田 飯野新田生活支援隊 ●有野南 有野南ささえあう会 ●有 野 東 有野東ささえあう会 ●有 野 北 有野北ささえあう会
- ●有野西 有野西ささえあう会
- ●御 勅 使 御勅使ささえあう会 北新田ささえあう会 ●北 新田

芦安

●莒 安 芦安地域支えあい協議体

- ●下 今 井 下今井地区地域支えあい協議体
- 村 上村ささえ愛の仲間たち
- ●下 下村地区地域支えあい協議体
- 寺部地区地域支えあい協議体 ●寺
- ●十日市場 十日市場地区地域支えあい協議体 ●加 賀 美 加賀美地区地域支えあい協議体
- 藤 田 みんなで助けあい隊
- ●浅 あさばら支えあい隊

櫛形

- ●小 笠 原 小笠原橋北協議体 小笠原橋南協議体
- **●**Ш 山寺地区支えあい協議体「山寺せーたら推進会議」
- ●桃 園 櫛形北地区桃園協議体「もものて」
- ●曲 輪 田 曲輪田協議体
- ●上 宮 地 上宮地地域支えあい協議体
- 平岡支えあい協議体 ●平
- 上市之瀬支えあい協議体 ●上市之瀬 •中 中野支えあい協議体
- ●下市之瀬 下市之瀬支えあい協議体
- ●西 吉 田 西吉田支えあい協議体

甲西

- ●下宮地 下宮地地区支えあい協議体
- 江原地区支えあい協議体 ●江
- あゆざわ支え愛クラブ ●鮎 ●古 市 場 古市場支えあい協議体
- 西落合ひなたぼっこクラブ ●西 落 合
- 大師支えあい協議体 ●大
- 田島地域支えあい協議体 ●西南湖 西南湖地域支えあい協議体
- 東南湖区第3層支えあい協議体 ●東南湖

運営のポイント: 住民のモチベーションのために 1層・市の役割 課題に真摯にむきあう

| 活動課題 3層・2層から) | 1層・市の取り組み |
|------------------------|--|
| 自治会との連 携・理解に向け て | 毎年、自治会対象「協議体説明会」の開催 |
| 活動費がない | 施策の創設「第3層協議体支援交付金」 (市民活動支援課との連携) |
| 住民へ周知不 足 | 広報特集記事 全戸配布チラシの作成 |
| その時々の活 動課題にむけ て | 「支えあいの地域づくりフォーラムの開催」 2021年 「コロナ禍の中でできること」 |

毎年開催するフォーラム住民の理解を広める役割



「第3層協議体活動支援 交付金」について

○ 交付の流れ

6月 南アルプス市介護福祉課から

自治会活動支援交付金と合わせて

各地区自治会連合会へ

交付額: 世帯数×200円

 $\downarrow \downarrow$

7月 各地区自治会連合会から各自治会へ

 \Downarrow

各自治会から第3層協議体へ

 \Downarrow

翌年4月 第3層協議体から各自治会へ実績報告を提出

このことで自治会と 協議体の連携理解 が促進される

一時のブームに終わらせないために・・・・

- 住民の皆さんと一緒に南アルプス市の目指す姿を描いていこうと決めた時から8年が過ぎようとしています。
- それは、これからの厳しい時代を自分事として捉え、行動していこうという住民が1人から2人、2人から3人へと広がっていった年月でした。協議体の本質はそこにあると今改めて感じています。
- でも、まだまだ地域に根づいたとは言えません。
- 道のりは遠いけれど、みんなで目指そうと決めた「安心して暮らせる地域づくり」を次の世代につなげていけるよう息の長い活動にしていきたいと思います。

まとめ

生活支援体制整備事業は、介護保険事業の地域支援事業に位置付けられている

大きな目的は、介護保険非該当であるが何らかの支援が必要な高齢者や要支援 I・2レベルの軽度者の介護予防・自立支援を目的としている

そのためには、支援対象者が何に困っていてどういう支援が必要かという 個別支援の視点が大切

その情報を持っているのは、地域包括支援センターなので、包括とSCをしっかり連携させることが必要

情報を得たSCは、個別事例をどう支援するかを切り口に地域資源を開発する

この循環により、地域の社会資源が増えてくる